

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	環境影響評価法の一部を改正する法律
政策の名称	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 花岡 千草 電話番号:03-5521-8235 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp
評価実施時期	平成22年3月1日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	<p>事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、現行法においては、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がない。</p> <p>環境影響評価手続に関与した関係行政機関(許認可等権者・環境大臣)や、環境の保全の見地からの意見を有する一般の者は、事業着手後の状況について強い関心を持つものであり、また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、その実施を事業者の内部に完結させるのではなく、措置の内容や実施状況を事業者の外部の者に対して明らかにするとともに、環境保全に関する知見を有する環境大臣や、個別の事業の特性に通じている許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。</p> <p>よって、これを公表するとともに、必要に応じて指導等を行い、適切な環境保全措置の確保のための措置を講ずるため、評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設する。</p>
内容	評価書に記載した環境保全措置等のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについて、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設。
関連条項	第38条の2～第38条の4
必要性	<p>事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、現行法においては、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がない。</p> <p>環境影響評価手続に関与した関係行政機関(許認可等権者・環境大臣)や、環境の保全の見地からの意見を有する一般の者は、事業着手後の状況について強い関心を持つものであり、また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、その実施を事業者の内部に完結させるのではなく、措置の内容や実施状況を事業者の外部の者に対して明らかにするとともに、環境保全に関する知見を有する環境大臣や、個別の事業の特性に通じている許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。</p> <p>よって、これを公表するとともに、必要に応じて指導等を行い、適切な環境保全措置の確保のための措置を講ずる必要がある。</p>
費用	
遵守費用	事業者における環境保全措置のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生することになるが、基本的には、現行法においてもその実施が義務付けられ、実際に実施されている措置についての報告書であることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。
行政費用	環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
その他の費用	特になし
便益	事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。

想定される代替案							
代替案①	事業着手後、あらゆる環境保全措置について報告書の作成を義務付けることが考えられる。						
	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>あらゆる環境保全措置の実施状況については、法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれている可能性が高く、必要以上に多くの負担を課すことになり得る。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし</td> </tr> </table>	遵守費用	あらゆる環境保全措置の実施状況については、法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれている可能性が高く、必要以上に多くの負担を課すことになり得る。	行政費用	環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	その他の費用	特になし
	遵守費用	あらゆる環境保全措置の実施状況については、法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれている可能性が高く、必要以上に多くの負担を課すことになり得る。					
	行政費用	環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。					
その他の費用	特になし						
便 益	事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。						
代替案②	事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。						
代替案②	費用						
	<table border="1"> <tr> <td>遵守費用</td> <td>事業者における環境保全措置のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生することになるが、基本的には、現行法においてもその実施が義務付けられ、実際に実施されている措置についての報告書であることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。</td> </tr> <tr> <td>行政費用</td> <td>新たに発生する費用はない</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>特になし</td> </tr> </table>	遵守費用	事業者における環境保全措置のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生することになるが、基本的には、現行法においてもその実施が義務付けられ、実際に実施されている措置についての報告書であることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。	行政費用	新たに発生する費用はない	その他の費用	特になし
	遵守費用	事業者における環境保全措置のうち、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生することになるが、基本的には、現行法においてもその実施が義務付けられ、実際に実施されている措置についての報告書であることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。					
	行政費用	新たに発生する費用はない					
	その他の費用	特になし					
便 益	事業者が環境保全措置等を行う場合、事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。						
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)							
<p>環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものであるが、事業者並びに地方公共団体に対するアンケートや環境省の調査結果によれば、事業着手後の環境に係る状況の公表は一部にとどまっている。事業着手後においても、当該事業に係る環境の保全の状況について、評価書記載事項のとおり履行され、適正な配慮がなされているかを確認するべく、報告書の作成を求めることが望ましいが、その内容は、事業者の負担も考慮し、環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについてのみとすることが適当と考えられる。</p> <p>代替案①については、事業者が自主的に実施している環境保全措置の中には、実施状況について法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、事業者の負担感が大きいことから、適当ではないと考えられる。</p> <p>代替案②については、法に基づく環境影響評価手続終了後の段階における環境保全措置及び事後調査の結果の公表状況に関して、事業者へのアンケート調査(回答数56件)及び環境省の独自調査(インターネットによる調査)を実施した結果、事後調査の対象項目があった事業32件のうち、事後調査の結果の公表が確認された事業は8件(約3割)と限られており、自主的取り組みでは十分な公表等の措置がなされていない。環境保全措置等の報告等について義務付けることで確実に環境保全措置の実施を確保することが可能となるため、本改正事項の便益が大きいと考えられる。</p>							
有識者の見解その他の関連事項							
<p>中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日)において、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものである。これに加えて、住民等からの信頼性確保、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効であり、事後調査には積極的な意義が認められる。」と明記されている。</p>							
レビューを行う時期又は条件							
改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。							
備 考							

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【 環境影響評価法の一部を改正する法律 】

規制の内容	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け			
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課 電話番号：03-5521-8235 E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp			
評価実施時期	平成22年3月1日			
規制の目的、内容及び必要性等	事業者が評価書に記載した環境保全措置等について、現行法においては、事業着手後に当該措置が適切に行われているか、許認可等権者や公衆が確認する方法がない。環境影響評価手続に関与した関係行政機関（許認可等権者・環境大臣）や環境の保全の見地から意見を有する一般の者は、事業着手後の状況について強い関心を持つものであり、また、環境保全措置のうち生態系といった重要度の高い環境要素に係る措置については、技術的にも高度な内容を有していることから、措置の内容や実施状況を事業者の明らかにするとともに、環境大臣や許認可等権者が助言することにより、措置内容の充実が期待できる。よって、適切な環境保全措置の確保のための措置を講ずるため、評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における履行状況について報告書を作成し、許認可等権者へ提出し、公表する手続を創設する。			
	関連条項	第38条の2～第38条の4		
想定される代替案	代替案① 事業着手後、あらゆる環境保全措置について報告書の作成を義務付けることが考えられる。			
	代替案② 事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。			
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合	
(遵守費用)	環境保全措置のうち環境保全上重要なもの、不確実性の高いものについての報告書の作成とその提出及び公表に係る費用が発生するが、現行法においてもその実施が義務付けられていることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。	全ての環境保全措置の実施状況については、公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、必要以上の負担を課すことになり得る。	報告書の作成等に係る費用が発生するが、現行法でもその実施が義務付けられていることから、事業者にとっては新たに大きな負担が発生するものではない。	
	(行政費用)	環境大臣及び許認可等権者が、報告書について、環境の保全について、必要に応じて意見を述べることとなる。しかし、これらについては、行政機関として行うべき当然の任務であり、本改正事項によって特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。	左記同様	新たに発生する費用はない。
	(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	特になし。
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合	
	事業着手後における環境の保全について適正な配慮がなされることが期待される。	左記同様	左記同様	
政策評価の結果	環境保全措置を含む事後調査について、事業着手後の環境に係る状況の公表は一部にとどまっている。事業着手後も、適正に環境配慮がなされているかを確認するべく、報告書を求めることが望ましいが、その内容は事業者負担も考慮し、環境保全上重要なもの、不確実性の高いもののみとすることが適当と考えられる。 代替案①については、環境保全措置の中には、その実施状況について法律上公表を義務付ける意義に乏しいものも含まれており、事業者の負担感が大きいことから、適当ではないと考えられる。 代替案②については、事後調査の結果の公表が確認された事業は限られており、自主的取り組みでは十分ではない。環境保全措置等の報告等について義務付けることで確実に環境保全措置の実施を確保することが可能となるため、本改正事項の便益が大きいと考えられる。			
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会総合政策部会においてなされた「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」（平成22年2月22日）において、「環境保全措置を含む事後調査は、特に生物多様性の保全の観点から、環境影響評価後の環境配慮の充実に資するものである。これに加えて、住民等からの信頼性確保、透明性及び客観性の確保、予測・評価技術の向上の観点からも、その結果の報告及び公表は有効であり、事後調査には積極的な意義が認められる。」と明記されている。			
レビューを行う時期又は条件	改正法の附則に定める時期に合わせてレビューを行うこととする。			
備考	特になし。			